

問い合わせ先
総務調整課

28・6002



領土問題は、国家と国民にとって基本的問題であり、日露関係の安定化には北方領土問題の解決が不可欠です。

北方領土の一日も早い返還を実現するために、北方領土問題への関心と理解をより一層深め、北方領土返還運動を推進しましょう。

一日も早い返還を
8月は北方領土返還運動
全国強調月間です



問い合わせ先
危機管理課

28・6934

土のうの
作り方は
こちら▼



- 設置場所**
- ・川之江文化センター(金生町下分)
 - ・北側車庫前
 - ・消防防災センター(中曽根町)
 - ・西側駐車場
 - ・消防署西分署(土居町入野)
 - ・南側駐車場
 - ・旧新宮窓口センター(新宮町新宮)
 - ・車庫
- 準備物** 土のう袋、スコップ

市内4か所に、土のう用の砂を置いていきます。ご家庭での事前対策にご利用ください。

台風や長雨に備えて
土のうを準備しましょう

お詫びと訂正

広報5月号でお知らせした「下水道使用料が変わります」の記事について、使用料金の改定時期に誤りがありました。お詫びして訂正いたします。

(誤) 令和8年10月分 (11月請求分)
(正) 令和8年11月検針分(12月請求分)

下水道課 28-6230

結婚1周年の2人を祝福する 飲食店を募集します

結婚1周年の記念日「紙婚式」を迎えるご夫婦に、1万円分のオリジナルディナーを提供していただける飲食店を募集します。

対象 次の全てに該当する事業者

- ・飲食店の営業許可を受けている
- ・飲食を提供する店舗を市内で営業している
- ・1万円分のオリジナルディナーを提供できる

提供期間

11/22(日)～令和9年2/28(日)

申請期限 10/16(金)

申請書に営業許可証の写しを添えて、こども家庭課まで提出してください。

※申請書はホームページからダウンロードできます

※電子申請でも受け付けています



詳しくは
こちら▼



こども家庭課 28-6027

8/15^土

ごみの収集はお休みです

ごみは家庭で保管し、ごみ集積所に出さないようにしましょう。

※クリーンセンターは、通常どおり受け入れをしています。
お盆は混雑することが予想されますので、搬入時期の調整にご協力ください

ごみ収集・クリーンセンター休業日はこちら▶



生活環境課 28-6015



流さないで！
食用油は正しく処分



食用油を排水溝に流すと、下水の詰まりや水環境悪化の原因になります。正しい処分にご協力ください。

固めたり染み
込ませたりし
て燃やすごみ
に出す



空きペットボ
トルに入れて
紙ングハウス
に持参し、回
収ボックス内
の容器へ中身
を移す

生活環境課 28-6015

市民が主役の市民自治の確立 市民自治推進委員会委員 募集

協働によるまちづくりの実現のために、必要な事項を審議します。

定員 1人

任期 9/1～2年間

報酬 1回につき 8000 円

※年 3 回程度、平日夜間に開催

対象者 次の全てに該当する方

- ・市内在住、在勤、在学の20歳以上
- ・行政機関の職員または市議会議員でない
- ・本市の他の審議会などを4つ以上兼ねていない

応募期限 8/20 (木)

住所、氏名、年齢、電話番号とメールアドレス、志望動機(400字以内)を明記し、メール、ファクスまたは郵送で提出してください(様式自由)。

※結果は、応募者全員に文書で通知します

詳しくは
こちら▶



まちおこし課 28-6014 FAX 28-6057

matidukuri@city.shikokuchuo.ehime.jp

〒799-0497 三島宮川 4-6-55



新築・増築・改修など 集会所の整備費用を補助します

主な対象事業と補助額

新築

最大 1500 万円
総事業費の 1/2 以内

増築

最大 240 万円
総事業費の 1/2 以内

改修

最大 120 万円
総事業費の 1/2 以内

用地取得

最大 560 万円
※新築の場合
取得価格の 1/2 以内

対象 令和9年度に整備を計画している自治会 など

※事前着工した場合は対象外になります

※補助金の交付を受けた施設は、当該年度以降5年間は原則補助を受けることができません

申請期限 10/30 (金)

申請前にまちおこし課までご相談ください。



詳しくは
こちら▶



まちおこし課 28-6014

住まいの縁を継ぐ 住教育セミナー

申込
不要

住まいの「生かし方」、「しまい方」に関する制度や手続きを知り、住まいの将来を家族で考えましょう。

日時・内容 8/22 (土) 13:00～15:00

第1部 13:00～13:45

生前片付けセミナー

第2部 14:00～15:00

認知症による資産凍結対策セミナー

¥0
FREE

場所 金生公民館 会議室 2

講師 全国空き家アドバイザー協議会
四国中央支部

定員 各回先着30人



全国空き家アドバイザー協議会四国中央支部
72-6601 (進藤)

老朽化で倒壊の恐れがある 空き家の解体費用を補助します



対象物件

個人が所有する住宅または併用住宅のうち、次の条件を全て満たすもの

- ・長期にわたり使用されていない
- ・腐朽や破損などが基準を満たす
- ・倒壊すると災害時の避難を妨げる恐れがある

※一部対象にならない地域があります。詳しくはお問い合わせください

対象者 対象物件の所有者など

補助額 最大80万円 (補助対象経費の4/5以内)

※一定の資格を有する市内業者が請け負う工事に限ります

※取り壊し後の整地工事や地下埋設物の除却、家財道具の処分などに係る費用は対象外です

受付期間 事前調査申し込み

8/20 (木) ～9/18 (金)

事前調査申込書を郵送または持参してください。

※申込書はホームページからもダウンロードできます▶



詳しくは
こちら▶

建築住宅課 28-6183
〒799-0413 中曽根町500

関川財産区議会議員選挙

9月9日に任期満了となる関川財産区議会議員の一般選挙が次により執行されます。

選挙期日 9月7日(月)

立候補届出日 9月2日(水)

立候補予定者説明会

8月12日(水) 15時～ 関川公民館

問い合わせ先

市選挙管理委員会事務局

28・6051

保護費を追加給付します

平成25年に行われた生活扶助基準の改定について、令和7年6月27日の最高裁判決で違法と判断されました。この判決を受け、国が生活扶助基準の新たな水準を定めたことから、従来の基準との差額分を追加給付します。

※給付額は、当時の年齢や世帯人数、支給期間、障がいの有無などによって異なります

対象

平成25年8月から令和8年3月31日までの間に、生活保護を受給したことがある世帯

問い合わせ先

最高裁判決を踏まえた

保護費の追加給付相談センター

0120・179・445



児童扶養手当 特別児童扶養手当
特別障害者手当 障害児福祉手当
8月は現況届などの提出月です

手当を受給されている方は、現況届または所得状況届を提出してください。届け出をしないと8月分(児童扶養手当は11月分)以降の手当が受けられなくなります。書類が届いたら、必ず期限までに提出しましょう。

問い合わせ先

こども家庭課	28・6027
社会福祉課	28・6023
川之江福祉窓口	28・6182
土居福祉窓口	28・6321
新宮福祉窓口	28・6403

手続きはお早めに
離婚時に年金を分割できます

婚姻期間中に納めた厚生年金は、夫婦の共有財産であり、離婚するときに分割することができます。

離婚後5年(令和8年3月31日以前に離婚した場合は2年)を経過すると、手続きができなくなります。お早めに年金事務所までご相談ください。

問い合わせ先

新居浜年金事務所

0897・35・1300



公共下水道(雨水)の都市計画変更を縦覧できます

浸水被害の軽減を図るため、「公共下水道(雨水)」として位置付けて雨水整備を行う右記の排水区について、都市計画下水道の変更案を縦覧できます。

縦覧期間と場所

8/17(月)～8/31(月)

都市計画課

意見書が提出できます

対象

市内在住の方または利害関係のある方

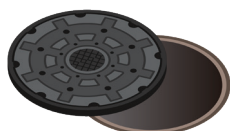
提出期限 8/31(月) 必着

都市計画課に設置している意見書を郵送または持参してください。

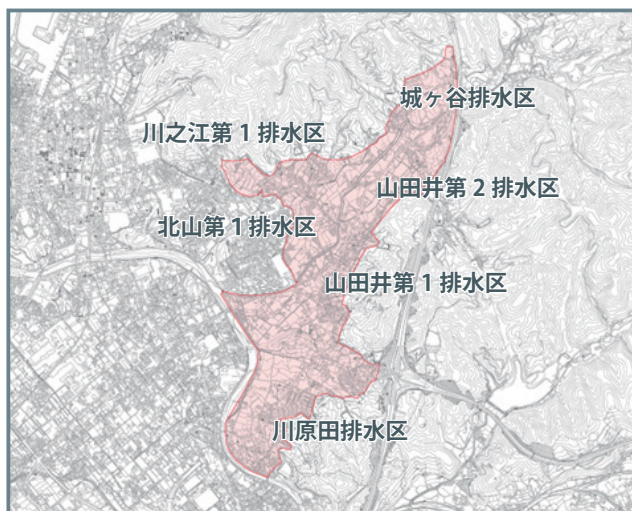
提出・問い合わせ先

都市計画課 28-6231 ☎ 799-0413 中曽根町 500

下水道課 28-6230 ☎ 799-0413 中曽根町 25



変更対象区域	
排水区名	川原田排水区、山田井第1排水区、山田井第2排水区、北山第1排水区、城ヶ谷排水区、川之江第1排水区の一部
面積	157.8ha



第12回特別弔慰金を支給します

令和7年4月1日から、戦没者などのご遺族に対し、特別弔慰金を支給しています。対象となる方で、まだ請求されていない場合は期限までに請求してください。

基準日（令和7年4月1日）時点で「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」などを受ける方がいない場合は、次の順番で遺族1人に特別弔慰金が支給されます。

①基準日まで戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方

②戦没者などの子

③戦没者などの父母、孫、祖父母、兄弟姉妹

※戦没者の死亡当時の生計関係の有無や基準日における養子縁組の有無などで順番が入れ替わります

④右記以外の三親等内の親族

※死亡時まで1年以上戦没者と生計関係があった方に限ります

支給内容 額面27万5千円の記名国債（5年償還）

請求期限 令和10年3月31日（金）
請求方法

社会福祉課または各福祉窓口に本人確認書類を持参してください。
※代理人の場合は委任状が必要です
※提出時に戸籍謄本（有料）などを取得していただきます

問い合わせ先 詳しくはこちら
社会福祉課 28・6023



はじめよう！ボランティア朗読ボランティア養成講座

読み聞かせのコツや相手に伝える力を養いませんか。

日時 全3回

9月10日（木）、9月17日（木）、10月1日（木）

13時～14時30分

場所 市役所市民交流棟2階
講師 仙波千穂

（こどもアナウンス発声協会）

定員 20人程度

申込期限 9月7日（月）

電話でお申し込みください。

※申込者多数の場合は責任抽選

申込・問い合わせ先

まちおこし課

ボランティア市民活動センター

28・6039



「続け未来に 地域の道路は たからもの」 8月は道路ふれあい月間

道路は日常生活に欠くことのできない重要な公共施設です。道路の役割や重要性を再確認し、正しい利用に努めましょう。



国土管理課 28-6221



消防団員 募集中！



DAN 団DAN 談！

教えて消防団のこと

土居分団第2部

萩尾響さん

軽包装資材製造業

地域の方に誘われ、友人と一緒に入団して今年で9年目になります。
主な活動は、月2回の定例会で行う地域の巡回や機器の点検です。このほか、地域の分団が集まって実施する放水訓練や花火大会での火災予防のための警戒活動など、地域の安心・安全を守るため、さまざまな活動に取り組んでいます。
消防団に入ったことで、自分が地域に貢献できていると実感する機会が増えました。それが、活動を続ける大きなやりがいになっています。

あなたの技術がまちを支える

下水道排水設備工事責任技術者試験

下水道排水設備工事責任技術者になるには、県下水道協会が実施する試験に合格し、市への登録が必要です。この機会に資格取得に挑戦してみませんか。

試験日時・会場

11/23（月・祝）13:30～15:30

松山市総合コミュニティセンター 3階大会議室
（松山市湊町7-5）

合格をサポート！受験講習会

日時 9/9（水）13:00～17:00

会場 松山市役所 本館 11階大会議室
（松山市二番町4-7-2）

受験料 4000円（試験のみ）

8500円（講習会の受講および試験を受験）

申込期限 8/21（金）消印有効

申込用紙を県下水道協会事務局へ持参または郵送してください。

※申込用紙は下水道課（水道庁舎1階）でお渡しします

県下水道協会事務局（松山市役所給排水設備課内）
089-948-6978 〒790-8571 松山市二番町4-7-2



国際交流員とフリートーク ☆英語カフェ☆参加者募集

カジュアルな雰囲気の中、英語でフリートーク。初心者から上級者まで、誰でもご参加ください。

日時 8月19日(水) 19時～20時30分
場所 市役所市民交流棟2階

講師 ジャック・マツール(市CIR)ほか
対象 高校生以上

定員 20人(4人以上で開講)
参加費

一般 2000円
SIFA会員 1000円

申込期限 8月12日(水)
電話、メールまたはSIFAホームページから申し込んでください。

※申し込み多数の場合は責任抽選

申込・問い合わせ先
市国際交流協会(SIFA)

28・6137
sifa@city.shikokuchuo.ehime.jp



平和を守り 未来をつくる 自衛隊就職相談会

8/28(金) 17:00～18:00

市役所市民交流棟1階多目的室
予約不要！業務内容や採用試験、その他、何でもご相談ください。



自衛隊新居浜出張所 0897-32-5396

よりよい男女共同参画社会を目指して アンケートにご協力ください

本市では、四国中央市男女共同参画推進ネットワーク会議TOMONと連携し、男女共同参画の推進に取り組んでいます。

このたび、市民のみなさんのご意見を今後の施策に生かすため、アンケートを実施します。家事や育児の分担、働き方、地域活動などについて、ぜひ率直なご意見をお聞かせください。

回答方法

2次元コードから回答してください。

問い合わせ先 魅力創発課

28・6137



稼げる農業人材を育成 えひめ農業未来カレッジ学生募集

アグリビジネス科

対 大学卒業(見込み)など
募 8/31(月)まで

受験資格や試験日程など、詳しくはこちら▼



総合農学科

対 高校卒業(見込み)など
募 推薦 8/31(月)～ 9/18(金)
一般 12/1(火)～12/21(月)

県立農業大学校 089-977-3261
松山市下伊台町 1553



寝た子を起こすな論を考える

本市では、講演会や研修会などを通じて、人権について学ぶ機会を設けています。その中で、「同和問題(部落差別)」は、あえて話題にしなければ自然になくなる、「知らない人には教える必要がない」といった考え方があります。これを「寝た子を起こすな論」と言います。

令和7年度に実施した「人権についての市民意識調査」では、差別的な発言を聞いた際に、「自分の知識の範囲で話をする」と回答した人は56%だった一方、28%は「そのままにする」と回答しました。また、同和問題との関わり方についても、40%が「自分自身の問題として解決に努めたい」と答えた一方、30%は「自然になくなる」、「そのままに

ておくのがよい」と答えています。

しかし、差別は放置しても決してなくなりません。現実には差別は存在しており、「寝た子を起こすな論」は、差別に苦しむ人の現実から目を背けることにもつながります。更に、正しい知識がないままでは、偏見や思い込み、根拠のないうわさが広がり、新たな差別を生む要因にもなります。

差別をなくすために必要なのは、問題を避けることなく、正しく知り、正しく理解することです。同和問題を始めとする人権問題は、私たち一人ひとりの無知、無理解、無関心によって深刻化します。「自分も差別をなくす担い手の1人である」という意識を持ち、人権について学び続けることが、誰もが安心して暮らせる社会につながります。

全国一斉 こどもの人権相談強化週間

☎ 0120-007-110

予約不要 秘密厳守



いじめ、体罰、不登校、虐待など、あらゆる相談にお応えします。

日時 8/28(金)～9/3(木)
平日 8:30～19:00
土日 10:00～17:00



松山地方法務局 089-932-0888